

【適用します】

太陽光発電事業の 適正な実施に関する ガイドライン

小諸市では、太陽光発電設備の設置を原因とする様々な課題を解決するため、平成 29 年 7 月に施行した「小諸市事業用太陽光発電設備の設置に係るガイドライン」の大幅な見直しをしました。この新しいガイドラインを、平成 31 年 4 月 1 日から適用しますのでお知らせします。

※ガイドラインの全文については、市ホームページ
または生活環境課窓口でご覧いただけます。

地域住民と事業者との相互理解のもと、
自然環境や景観などと調和した
質の高い再生可能エネルギーの活用をめざします。

図 生活環境課 生活環境係

【旧ガイドラインからの主な変更点】

- ①対象の拡大
建物に設置するものを除いた全てのものを対象としました。
- ②エリアの追加
「設置を避けるべき地域」を「設置をするべきでないエリア」に変更し、6つのエリアを追加しました。
- ③基準強化と遵守事項の追加
「その他配慮すべき事項」を「その他遵守すべき事項」に変更し、求める基準の強化や項目の追加をしました。
- ④ガイドライン違反対応の追記
ガイドライン違反が判明したときの市の対応について明記しました。

成年年齢が引き下げになると 「18 歳」で何ができるの？



2022 年の 4 月から成年年齢が 20 歳から「18 歳」に変わります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。例えば「携帯電話を契約する」「部屋を借りる」「クレジットカードをつくる」「ローンを組む」などの契約ができるようになります。

未成年が親権者等の同意を得ずに契約した場合は、民法の「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができますが、成年になると「未成年者取消権」は行使できなくなるため、契約に対して責任を負うのは自分自身になります。契約等の知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、成年になったばかりの若者を狙う悪質な業者もいます。そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから、契約等に関するルールを知った上で、その契約が必要か判断できる力をつけることが重要です。

▼相談窓口

- ・小諸市消費生活センター（市民課市民係内） ☎ 31-5100（消費者相談専用）
- ・長野県東信消費生活センター ☎ 0268-27-8517
- ・消費者ホットライン ☎ 188

▼土、日、祝日の相談先（10：00～16：00）

- ・消費者ホットライン ☎ 188 ※国民生活センターにつながります。（土・日・祝）
- ・公益社団法人 全国消費生活相談員協会 ☎ 03-5614-0189（土、日のみ）

